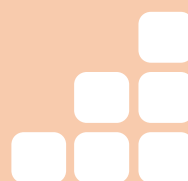


第1章 計画の策定にあたって



1. 計画の背景と趣旨

障がい者福祉分野では、平成 18 年に障害者自立支援法が施行されて以後、何度か法改正が行われ、また「障害者総合支援法」の改正を経る中で、「障がい者の定義に発達障害や難病が追加」や「障害福祉サービスの拡充」、「サービス利用計画を利用者全員が作成」、「支援体制の強化(自立支援協議会の法制化など)」が図られてきました。

今回の計画策定においては、障害者総合支援法と児童福祉法が平成 30 年度より法改正し、「地域での「生活」と「就労」に対する支援の充実(自立生活援助、就労定着支援の創設、重度訪問介護の訪問先拡大)」、「高齢障がい者による介護サービスの円滑な利用の促進」、「障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援拡充」などが新しく示されています。

また、国の障害者基本計画は平成 30 年度から新たに第四次基本計画となり、障害者権利条約を踏まえ、障がい者の差別解消や合理的配慮、共生社会の実現など、障がい者の権利・人権尊重の視点が反映された計画となっています。

本市では、これらの方針を踏まえ、3 年を 1 期とする第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画を策定するとともに、障がい者福祉計画においては第 2 次計画策定時に焦点となった内容(就労支援体制の構築、住まいの確保、発達障害への支援、自立支援協議会の強化 など)をはじめとした進捗状況のチェック、障害者虐待防止法(H24)や障害者差別解消法(H28)といった関連法、障がい者を取り巻く近年の社会情勢等を踏まえながら、市の現在の体制、課題を確認し、障がい者が自立した地域生活を送れる支援環境について対策を掲げるため、計画策定を行っています。

■第5期障害福祉計画の策定について国から示されていること

◎新しいサービスの導入

- ・ 自立生活援助：施設入所、グループホーム利用者への定期巡回訪問などにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う。
- ・ 就労定着支援：就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行う。

◎サービスの利用条件の緩和

- ・ 重度訪問介護：医療機関への入院時も一定の支援が可能に
- ・ 高齢障がい者：介護保険サービス利用の際に障害福祉サービス利用負担を軽減
(65歳以前から障害福祉サービスを使ってきた低所得の高齢障がい者)

◎障がい児支援の強化

- ・ 居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設（重度障がい児）
- ・ 保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に利用対象を拡大
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児への支援：保険・医療・福祉等の連携促進
- ・ 「障害児福祉計画」を作成すること：これまでは「障害福祉計画」の中に含まれていたが、障害児のサービス提供体制を計画的に進めるために目標を掲げるように示された。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3))については公布の日)

2. 障がい者福祉計画と障害福祉計画及び障がい児福祉計画の関係

「うるま市障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当する計画です。本計画は、障がい者の日常生活及び社会生活全体に係る支援策を掲げ、総合的に障がい者の地域生活支援を図るものです。

「うるま市障害福祉計画」（本書第5章に相当）は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障がい者福祉計画の「生活支援」に関する施策の実施計画として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の数値目標の設定と、目標達成に向けた取り組みを掲げたものです。

「うるま市障がい児福祉計画」（本書第6章に相当）は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障がい児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を掲げたものです。

うるま市障がい者福祉計画

- 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に相当（第11条第3項）
- 障がい者福祉施策を総合的に掲げる
＜広報啓発、相談・情報提供、保健・医療サービス、保育・教育環境、就労・雇用、生活環境等＞
- 計画期間は6年を1期とする

うるま市障害福祉計画

- 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当（第88条第1項）
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込みと確保の方策及び地域支援事業の実施に関する事項を定める
- 計画期間は3年を1期とする

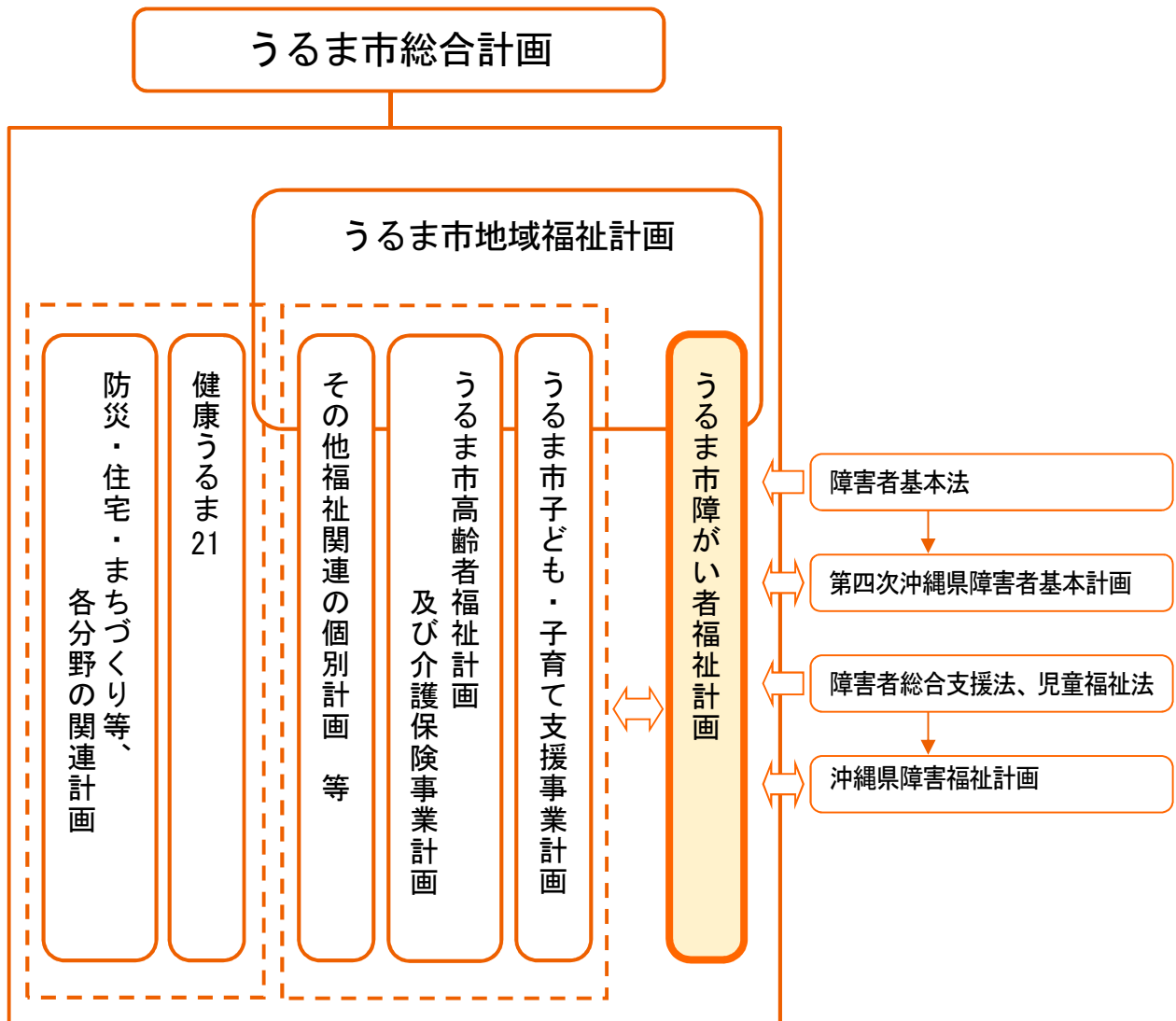
うるま市障がい児福祉計画

- 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当（第33条の20第1項）
- 障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定める
- 計画期間は3年を1期とする
- 障害福祉計画に包含する予定です。（一体的なものとして策定）

3. うるま市障がい者福祉計画と他計画との位置づけ

本計画は、国の「第四次障害者基本計画」及び沖縄県の「第四次沖縄県障害者基本計画」との整合性を図るものです。

また、市の計画の中では、「うるま市総合計画」を上位計画とした障がい者福祉に係る個別計画であるとともに、「うるま市地域福祉計画」の掲げる理念や視点を共有する計画です。さらに、保健福祉部門の関連する個別計画、及びその他障がい者等の福祉に関連する計画との整合性を保つものです。



4. 計画の期間

「第2次うるま市障がい者福祉計画」は、平成24年度を初年度とし平成29年度を目標年度とする6か年計画でした。第3次計画においても同様に6か年計画とし、平成30年度～35年度までの計画期間とします。

市町村障害福祉計画は、3年を1期として策定することが義務付けられております。このため、第5期は平成30年度～平成32年度までの計画を策定し、平成32年度中に第5期の実績を踏まえ、平成33年度から平成35年度までの第6期計画を策定します。

なお、計画期間中に国の法改正や社会情勢の変化等により本計画の修正等が必要となった場合には、適宜見直しを行います。

